

義援金の配分についての協議（第 4 回）

このことについて、義援金の配分方針等を下記のとおりとすることについて協議します。

記

- 1 1 戸に複数の世帯が存在する住宅への義援金追加交付について  
 1 戸の住宅で住民登録を別にする世帯が複数存在するときは、複数の世帯主に義援金を交付する。（国分義援金と県分義援金を併せて交付する）
  - 2 半壊以上の被害を受けた福祉施設の入所者への新たな義援金交付について  
 国分義援金分のみを、入所者 1 人あたりにつき交付する。
  - 3 日本赤十字社からの追加送金の使途協議（第 2 次配分 2 回目、同 3 回目配分）について  
 第 2 次配分対象者に対し、国分義援金のみを新たに上乘せ交付する。  
 死亡又は行方不明 132 千円／人（第 2 回目 72＋第 3 回目 60）  
 全壊等 132 千円／戸（第 2 回目 72＋第 3 回目 60）  
 半壊等 66 千円／戸（第 2 回目 36＋第 3 回目 30）
- ※ これまでに寄せられた被災者からの主な義援金に係る意見や要望に対する考え方について

◆ 協議内容の詳細について

- 1 1 戸に複数の世帯が存在する住宅への追加交付について  
 1 戸の住宅で住民登録を別にする世帯が複数存在するときは、複数の世帯主に義援金を交付する。  
 （国分義援金と県分義援金を併せて交付する）

<経緯>

7 月 28 日に開催された参議院厚生労働委員会において、1 戸に複数の世帯が含まれる事例に対する義援金交付の基準について、国としての考え方を問われた際に、厚生労働省社会・援護局長が「義援金配分における国への被災住家数の報告は、どのようなものを含めるのかについて自治体の判断」との趣旨で答弁をしたことが判明したため。

- 2 半壊以上の被害を受けた福祉施設入所者への新たな義援金交付について

次のとおりとするもの。

国レベル義援金	入所者 1 人あたりにつき、住家損壊等見舞金と同じ額 （第 1 次配分、第 2 次配分第 1 回目、同 2 回目、同 3 回目計 1,042 千円）
県分義援金	0 千円

(1) 経緯

福祉施設は生活の本拠としての機能を有することから、前項に掲げた国会答弁及び厚生労働省への確認により、住家被害戸数に追加し国レベル義援金の配分を受けるものとした。

(2) 県分義援金の上乗せの取扱い

一般被害住家に対する交付と異なるため、申告により配分を受けられる国レベル義援金のみをの交付とし、本件について県分義援金は配分しない。

（1 の案件にて県分義援金の追加交付を行う予定であり、当面留保額も要する）

※ 福祉施設とは、次のいずれかに該当するものとする

ア 社会福祉法第 2 条にいう「社会福祉事業」であって、利用者が居住する目的を併せ持つものと市町村が認めたもの

イ 老人福祉法第 29 条により届出等が定められている有料老人ホームであって、被災当時において当該届出が行われているもの

### 3 日本赤十字社からの追加送金の使途協議について

下表の案により協議を行うもの。

	第2次配分第2回目	第2次配分第2回目	計
死亡又は行方不明、全壊	72千円（県分0千円）	60千円（県分0千円）	132千円／人・戸
半壊	36千円（県分0千円）	30千円（県分0千円）	66千円／戸

#### (1) 第2次配分第2回目分について

7月16日に国レベルの義援金が22億6002万円6千円追加送金された。

- ① 対応案として、  
第2次配分方針で定めた交付対象に、第2次配分の上乗せとして対象者に交付することを基本にすること。
- ② 1件あたり追加交付金額  
死亡又は行方不明者1人あたり72千円、居住していた住宅が全壊した場合に1戸あたり72千円、同半壊した場合に36千円を上乗せ交付するもの。
- ③ 県分義援金の上乗せの取扱い  
(1)の案件にて県分義援金の追加交付を行う予定であり、当面留保額も要することから新規の配分はしない。

#### (2) 第2次配分第3回目分について

8月12日に国レベルの義援金が17億9,655万円追加送金された。

- ① 対応案  
第2次配分第2回目配分金と同様に、第2次配分の上乗せとして対象者に交付することを基本にすること。
- ② 1件あたり追加交付金額  
死亡又は行方不明者1人あたり60千円、居住していた住宅が全壊した場合に1戸あたり60千円、同半壊した場合に30千円を上乗せ交付するもの。
- ③ 県分義援金の上乗せの取扱い  
(1)と同様の理由により新規の配分はしない

#### (3) 今後も同様の追加送金が行われた場合の取扱いについて

日本赤十字社から今後行われる追加送金のうち、「第2次配分金の追加送金」の趣旨であるものとして明示され送金されたものは、本項協議と同様、既定の配分方針に基づく交付対象に上乗せで配分すること。

#### <参考>第4回配分委員会協議案による1件あたり義援金配分基準（単位：千円）

	死亡又は行方不明（1人あたり） 住家全壊（1戸あたり）			住家半壊等（1戸あたり）			入所していた福祉施設等が半壊以上の被害を受けた入所者（1人あたり） ※下表は全壊の場合を示す。半壊の場合は1/2を乗じた額。		
	国分	県分	計	国分	県分	計	国分	県分	計
第1次配分	350	150	500	180	70	250	350	—	350
第2次配分第1回目	560	253	813	280	253	533	560	—	560
第2次配分第2回目	72	—	72	36	—	36	72	—	72
第2次配分第3回目	60	—	60	30	—	30	60	—	60
計	1,042	403	1,445	526	32	849	1,042	—	1,042

※ これまでに寄せられた被災者からの主な義援金に係る意見や要望に対する考え方について

主な意見や要望	考え方（案）	備考
被災者生活再建支援制度の特例のように、半壊又は大規模半壊の住家を解体した場合に全壊と同等の義援金が交付されないこと	<p>厚生労働省に確認したところ、義援金の交付件数として被災者生活再建支援制度の特例のように、「半壊」のり災証明を受けた住家を「全壊」として国レベルの義援金の配分を受けることはできないとのことである。</p> <p>このため、県分義援金も含め、義援金については被災者生活再建支援制度の特例と同様の取扱いをせず、あくまでり災証明の記載事項により住家被害に対する義援金交付事務を進める。</p>	市町村からの文書による要望
震災に伴う失業や、これによる生活困窮が義援金の交付対象となっていないこと	<p>以下の理由から、義援金の交付対象としては適当でないものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災を原因とした失業を交付対象とすると、基準設定が困難であることや、市町村におけるその交付対象としての認定事務も困難である</li> <li>・岩手労働局発表の統計では、激甚災害指定に基づく特例措置等で離職票等の発行を受けた4,300人余の他、記載内容だけでは震災との関連性が認められない、その他離職票の発行を受けた者が27,700人余おり、正確な実態を把握するためには相当の手数を要する</li> <li>・雇用保険や、いわゆる「第二のセーフティネット」の訓練・生活支援給付など、求職者に対しては多岐に渡る制度資金が用意されている</li> </ul>	県議会6月定例会常任委員会での議論
事業が義援金の交付対象となっていないこと	<p>以下の理由から、義援金の交付対象としては適当でないものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の義援金配分割合検討委員会において「義援金を事業活動に配分しない」ことが確認されている</li> <li>・生活福祉資金など個人事業主が利用できる制度資金がある</li> </ul>	復興計画基本説明会会場（複数）
生活の本拠としていた世帯員が全て死亡した被災住家に係る義援金が遺族に交付されないこと	<p>以下の理由から、義援金の交付対象としては適当でないものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住家に係る義援金は交付対象とする住家が生活の本拠であった者に対する見舞金として交付している <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 例えば貸家は住宅の所有者ではなく住んでいた者に交付しているほか、様々な状況により非住家となっていた住宅は交付対象としていない。</li> </ul> </li> <li>・本例を交付対象とすることは、義援金の性格を変えることにつながり、貸家や非住家の所有者に対する交付も考える必要がある</li> </ul>	復興計画基本説明会会場